

長浜公園特記仕様書

1 概要

所在地	金沢区長浜 106-6
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>昭和 40 年代に始まった金沢地先埋立事業の当初から公園用地として計画的に確保され、昭和 57 年に公園南側が一部開園、その後運動施設や子どもの遊び場などの整備を進め、平成 4 年に野鳥観察園の整備を終えて全面開園されました。公園の「長浜」の名は柴から富岡に伸びる長い浜があったところから名づけられました。</p> <p>公園は高速横浜横須賀道路をはさんで北側と南側の 2 つに分かれ、北側には野球場、テニスコート、多目的運動広場と運動施設が多く集まり、噴水を中心とした中央広場には、芝生の広場などが配置されています。</p> <p>南側は野鳥観察園となっており、その中にある汽水池は明治 28 年、長浜検疫所開設時につくられた船溜りの跡です。横浜で初めての人工干潟を持つ汽水池は、水路で海と結ばれ、潮の干満によって水位が変化する生きた池です。</p> <p>その周りには湧水を利用した淡水池やアシ原、林などで多くの生物が暮らせるような環境がつくられています。</p> <p>平成 26 年度園内灯一部更新 平成 27 年度中央広場改修工事 平成 28 年度散水ポンプ設備改修工事 平成 28 年度野球場外野フェンス更新工事 平成 30 年度受変電設備更新（予定） 公園内に金沢区役所管理のスポーツセンターがあります（3370.78 m²）</p>
面積	154,309m ² （運動公園）
有料施設	<p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円</p> <p>対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3月の第3土曜日～12月第3日曜日※1</p> <p>休場日 毎月第1・第3・第5日曜日 （休日の場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>利用対象施設 庭球場</p> <p>面数 6 面</p> <p>現行の利用料金 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円</p> <p>開場期間 通年※2</p> <p>休場日 年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第3日曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>利用対象施設 球技場</p> <p>対象種目 サッカー、少年サッカー</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 時間1,300円</p>

	開場期間 休場日	通年※3 年末年始期間（12/29～1/3）及び月曜日 （休日の場合は、その直後の休日でない日）
付帯設備	野球場、庭球場（6面）、球技場、野鳥観察園、噴水、流れ、池、橋、公衆便所、管理棟（レストルーム含）、ミスト散布装置、広場ほか	
電気設備等	1 高圧受変電設備（電気室） （1）屋内キュービクル 4面（高圧盤 1面、低圧配電盤 3面） （2）動力用変圧器 50KVA 1台、30KVA 1台 （3）電灯用変圧器 30KVA 1台 （4）高圧コンデンサー 30KVA 1台 2 負荷設備 （1）分電盤 3面 （2）制御盤 2面 3 園内灯設備 （1）LED（72W） 28灯 （2）水銀灯（300W） 47灯 （3）水銀灯（200W） 2灯 4 夜間照明設備 （1）野球場（照明鉄塔） 4基（メタルハライドランプ1kw×24灯／基当り） （2）庭球場（照明塔） 24基（メタルハライドランプ1kw） 5 放送設備 （1）放送設備ラック（音量調整器、電源装置、非常電源、再生装置、プログラム他） （2）レピーター盤 4面 （3）スピーカー 9台 6 空調設備 （1）事務室（天井カセット 三菱 PUH100EK 3） （2）レストルーム①（天井埋込型 三菱 PUH140EK 3） （3）レストルーム②（天井埋込型 三菱 PUH140EK 3） 7 受水槽設備（21m ³ ×1基、給水P3.7Kw×2台） 8 時計設備 中央広場、野球場、サッカー場、庭球場	

※1

4月1日～11月30日（第2・第4月曜日を除く）	9:00～21:00
4月～11月の第2・第4月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～21:00
12月1日～12月第3土曜日、3月第3土曜日～3月31日（第2・第4月曜日を除く）	9:00～17:00
3月第4月曜日、12月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～17:00

※2

3月1日～12月27日	9:00～21:00
3月～12月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月28日～2月末日	9:00～17:00
1月～2月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～17:00

※3

5月16日～8月15日(月曜日を除く)	9:00～19:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日(月曜日を除く)	9:00～17:00

2 電気及び機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数
点検	高圧受電設備	電気室及びキュービクル	定期点検 年1回(法定点検)
			巡視点検 月1回(法定点検)
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検 年1回(法定点検)
	ミスト設備	制御盤	定期点検 年1回(法定点検)
			巡視点検 月1回(4月～10月)
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検 年1回
			ランプ交換 点検時
	夜間照明設備	野球場、庭球場	巡視点検 年1回
			ランプ交換 点検時
	放送設備	屋外スピーカー	点検清掃 年1回
空調設備	レストルーム・管理棟	点検清掃 年4回	
受水槽設備	管理棟	点検清掃 年1回(法定点検)	
時計設備	公園時計	定期点検 年1回	
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換 随時
	夜間照明設備	野球場、庭球場	ランプ交換 随時
	修繕	各々設備	部品交換等 随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。

(7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(8) 月報や四半期報の提出期限については、毎月翌月30日までとなっています。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には別途南部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(11) 球技場について

球技場はティフトン419とペレニアルライグラスを使用しており、高度な維持管理が必要なため、直営で専属のグリーンキーパーを配置し、維持管理にあってください。

また、芝の性質上、利用可能日数が限られるため、利用制限については南部公園緑地事務所と事前協議の上、利用制限日数等を定める場合には年度事業計画書にその旨を記載してください。

年間利用日数についても南部公園緑地事務所との協議の上、各年度の事業計画書に記載してください。

(12) 小規模受水槽水道の自己点検について

金沢区役所福祉保健センターからの通知に従い、小規模受水槽水道の管理者点検及び結果の報告を同区役所福祉保健センターへ行ってください。

(13) 飛行場外離着陸場について

横浜市より飛行場外離着陸場として指定されており、災害時のヘリコプターの離着陸場として、自衛隊や他都市からの応援航空部隊が使用することや、緊急患者の搬送や緊急物資の輸送が行われる場合があります。

実際の使用に際しては横浜市防災計画や金沢区防災計画に基づき、金沢区の指示に従って対応してください。

(14) 広域避難場所について

広域避難場所として位置付けられており、災害発生時には、住民が一時的に避難をしますの
で、金沢区防災計画に基づき、金沢区の指示に従って対応してください。

(15) つつじ祭りについて

現在、4月の昭和の日に金沢シーサイドタウン連合会と現指定管理者の共催でつつじまつり
を行っていますが、地元の要望等を確認した上で事業提案の可否を決定してください。

(16) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してくだ
さい。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

(1) 野鳥観察園には海水が流入する汽水池や干潟などがあり、野生生物保護区として、原則立入
禁止区域となっております。貴重な自然を保持するためにどのような管理運営していくかを応
募団体の創意工夫に基づいて提案してください。（4ヶ所の観察小屋の活用策も含みます）

(2) 公園内に設置している案内サイン等の改修が必要で、公園利用者に公園を利用しやすい環境
づくりを構築していく必要があります。応募団体として、公園利用者の目線に立った案内や表
示についてどのように改善していくか、公園利用者の視点に立って提案をしてください。

(3) 球技場裏手にフェンスで囲われた作業ヤードについて、公園利用に資する活用策を提案して
ください。

(4) 球技場は天然芝のフィールドを有し、プロサッカー等の利活用も見込まれますが、応募団体
は稼働率の増も含め、どのようにこの球技場の利活用を図り、今後の取組を進めていくかを提
案してください。

(5) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置
することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によ
って設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。

(6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づ
いて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をし
てください。